

## 公益社団法人三田市シルバー人材センター会員普及啓発活動事業実施要領

### (目的)

第1条 この要領は、公益社団法人三田市シルバー人材センター(以下「センター」という。)事業の普及啓発を推進するため、会員がイベント等に参加し、センターのPR活動を行うことを奨励することを目的に定める。

### (事業概要)

第2条 年間を通して開催される全市的なイベントを活用し、就業開拓や会員拡大へと発展させるため、会員が参加し、センターのPR、普及啓発活動を行った場合、謝金及び旅費を支払う。

### (対象者)

第3条 センターの会員で、センターの要請によって参加した者に限る。

2 参加回数に制限は設けないものとする。

### (対象イベント等)

第4条 三田市が主催、後援及び協賛する各イベント、並びに三田市社会福祉協議会、三田市観光協会、兵庫県シルバー人材センター連合協議会及び他市シルバー人材センター主催のイベント等を対象とし、イベントの準備及び撤去への参加も含むものとする。

### (謝金)

第5条 謝金の額は次のとおりとする。

(1) 半日 500円

(2) 一日 1,000円

### (旅費)

第6条 旅費については、センター旅費規程を準用し支給する。

### (委任)

第7条 この要領に定めのない事項については、理事長が決定する。

### 付 則

平成22年4月1日から施行する。

### 付 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

### 付 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

## 改正の主な内容

- 1 イベント名称の変更等に対処するため、具体的な対象イベント名を削除する。
- 2 ボランティアを削除し、薄謝を謝金に見直す。
- 3 委任条項を設け、定めのない事項は理事長が定めることとする。